

# 『竹島問題』の解決に向けて

「竹島問題研究会」による論点整理

竹島を巡る日本と韓国の争いの発端は、一九五二年一月一八日、韓国が「李承晩ライン」を一方的に宣言したことに始まります。しかし、日韓の国交正常化交渉の時期（五二―六五年）と重なったため、両国は「覚書」を通じて互いの主張を繰り返すにとどまっています。その覚書による対話も、六五年に同問題を「棚上げ」にし、「日韓基本条約」が締結されると、途絶えています。そして、竹島は一九九九年一月二二日発効の「新日韓漁業協定」で、両国が共同管理する暫定水域に含まれることになったものの、日本漁船はいまだに近づくことができない状態が続いています。

私たち一人ひとりが竹島問題を正しく理解し、漁業の安全操業を確保するため、領土権確立を求める国民世論を盛り上げ、国民の声として韓国に正しく伝えることが必要です。

島根県は竹島（韓国名・独島（トクト））の県編入百周年を機に、二〇〇五年三月に「竹島の日」条例を制定しました。そこでつたわれた啓発事業の一環として、竹島の領有権問題の現状を把握する目的で、六月には「竹島問題研究会」を発足させ、歴史、国際法の観点からの検証を重ね、二〇〇七年五月には最終報告を取りまとめています。

## 当時の日本政府の主張

- ①一六一八年、幕府の許可を得た鳥取藩の米子の大谷、村川両家が漁労活動のため、鬱陵島に渡海した。同島のほか、当時、松島と呼ばれた現在の竹島も日本領と認識していた。
- ②一九〇五年の閣議決定を経て、竹島が島根県に編入された。それは「国際法」的にも、合法だった。
- ③島根県に編入後、日本側は実効支配を行ってきた。
- ④第二次世界大戦後の日本領土を規定した一九五二年のサンフランシスコ講和条約の発効により、竹島は日本領土として残った。

## 韓国政府の見解

- ①歴史的に、現在の独島は「于山（うさん）島」と呼ばれ、一五世紀に成立した「世宗（せいそう）実録地理志」や「東国輿地勝覽（とうこくよちしょうらん）」などにも、「于山島」の記録がある。
- ②安龍福（あんりゅうぶく）が一七世紀後半、日本に渡り、鬱陵島と于山島を朝鮮領と認めさせた事実が「肅宗（しゅくそう）実録」に記録されている。
- ③一九〇六年、島根県官吏が竹島と鬱陵島を視察した際、鬱島郡守の沈興澤が「独島は鬱陵島に属す」と報告している。
- ④第二次世界大戦後、連合国最高司令官総司令部の指令で、独島は韓国領土とされた。

日韓国は、以上のような論拠に基づき、それぞれが「歴史的にも、国際法的にも、自国の領土」と強調しました。しかし、その後、日本側から新たな主張がされることはありませんでした。

竹島問題が再燃したのは、国連海洋法条約が発効した一九九四年、新たな「日韓漁業協定」を締結する必要性に迫られたことによります。その際に問題となったのが、排他的経済水域の基点をどこに置くかでした。そこで、韓国は九六年、竹島に接岸施設を建設し、実効支配をより確実にしようとしてきました。

一方、日本政府は竹島問題が外交問題化することを避け、竹島問題を棚上げして、九九年に新「日韓漁業協定」を締結しました。

こうした経緯から、日本国内で竹島問題は徐々に風化する傾向にあり、その流れを食い止めようと、島根県が二〇〇五年に制定したのが、竹島の日条例です。

しかし、これに対して韓国側は反発し、強硬な姿勢を取りました。盧武鉉大統領は、日本の歴史教科書と竹島をめぐる認識の誤りを正すためとし、直属の機関を発足させ、広報活動を活発にしました。二〇〇五年六月には、英文で「独島・六世紀以来、韓国の領土」を発表し、あらためて次の四点を主張しています。

- ①独島が韓国領土になるのは、五二二年。歴史的に、于山島、三峯島、可支島、石島と呼ばれてきた。
- ②安龍福の活躍で、鬱陵島と独島は朝鮮領になった。
- ③一九〇〇年の「勅令第四一号」で、独島は鬱島郡の所属になった。一方、日本も一八七七年の地籍編さんの際、太政官が竹島を日本領土から外した。
- ④一九四六年の連合国最高司令官総司令部指令で、独島は朝鮮領となった。

しかし、韓国側が主張する竹島は鬱陵島に属するという主張にも、その文献の下地となった「疆界考（きょうかいこう）」によると、「輿地志によれば、于山島と鬱陵島は同じ島」と記されているなど疑問があります。

こうした疑問点の多くは、かつての日韓両国政府の論争でも指摘されていませんでした。折しも二〇〇六年六月には「竹島領土権早期確立に関する請願」が衆参両院で採択され二〇〇八年に外務省は「〇ヶ国語によるパンフレットを作成し各国へ配布し学校教育の社会科の学習指導要解に「竹島」が記載されました。領土問題は、国家間の問題であり、両国の外交努力により平和的に解決されるべきものです。また、このような困難な問題を解決するためには、歴史を正しく検証した上で議論を進めていくことが重要です。竹島問題解決のためには、国民世論の啓発が必要であり、島根県では竹島問題の調査研究、県民等への啓発活動、学校における竹島に関する学習の充実などに取り組んでいます。私たちは、国民の理解を深める取り組みや、粘り強い外交努力を求めるとともに、政府に竹島問題を所管する組織が早急に設置され、一日も早く竹島の領土権が確立されるよう、一層の運動を展開していきます。



連合中国ブロック連絡会

〔連合広島・連合岡山・連合山口・連合鳥取・連合島根〕

〒732-0825 広島市南区金屋町1-17 広島労働会館 事務局 連合広島 TEL(082)262-8755